

諮問庁：秋田県教育委員会

諮問日：平成29年12月5日（諮問第126号）

答申日：平成31年1月8日（答申第88号）

事件名：秋田県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書の部分公開決定処分に対する審査請求に関する件

答 申

第1 審査会の結論

秋田県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成24年度分の秋田県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教員の反省文、てん末書、診断書、事情聴取記録等添付文書を含む。以下「本件対象文書」という。）について非公開とした部分のうち、別表1の1から3までのそれぞれの表の「審査会の判断」欄において公開と判断した部分は公開すべきであるが、その他の部分については非公開としたことは妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、平成29年8月28日、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し本件対象文書について公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年9月26日、本件請求に対し、条例第10条第1項の規定に基づき、部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成29年10月12日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件対象文書に関して実施機関が行った本件処分について、その処分を取り消し、変更することを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求人から提出された審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書における主張

今回部分開示を受けた行政文書の部分公開範囲は、条例、関連する平成18年12月22日大阪高等裁判所判決（平成18年（行コ）第26号、同第68号）、平成23年2月2日大阪高等裁判所判決（平成22年（行コ）第153号）、平成29年3月2日神戸地方裁判所判決（平成28年（行ウ）第26号）等（以下「関連判決」という。）に照らし、違法な非開示部分を含むものである。

関連判決においては、学校において教師が行った体罰は、加害教師に関しては、「職務の遂行に係る情報」とであると認定され、「通常他人に知られたくないと認められる」公務員のプライバシーではないとされている。関連判決により、プライバシー型の情報公開条例を有する多くの自治体の教育委員会では、体罰事故報告書の学校名、校長名、加害教師名等は原則公開とされてきている。非公開が認められているのは、児童生徒の氏名、関係者の住所等ごく一部にすぎない。

条例第6条第1項第1号では、「個人に関する情報（略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を「非公開情報」としているが、さらに「ただし、次に掲げるものを除く。」として、その例外を規定している。その（二）は、「公務員等（略）の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」とし、これらの情報は公開すべきものと規定する。換言すれば、公務員の職務遂行情報については、「当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については、「個人に関する情報（略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」であっても公開せねばならないはずである。よって、加害教員の氏名が公開されることはそもそも条例及び関連判決が予定しているところである。よって加害教員の識別可能性を理由とした学校名、教員名、校長名等の非開示は認められない。教員の所属する組織、クラブ名、校務分掌、担当教科名、性別、年齢なども同等であり、その他、条例に照らして違法な非開示範囲が他にもあれば、全て開示されるべきものである。関連判決に照らして非開示が認められるのは、体罰事故の当事者である児童生徒（以下「被害児童生徒」という。）や保護者の氏名、関係者の住所のみであり、これらを除けば、「特定の個人が識別されうるもの」とはいえないし、裁

判所の判断も同様である。

学校名が分かると、教員が、ひいては児童生徒の特定が可能になるとの「ドミノ理論」も司法判断で否定されている。

また、最高裁判所はじめ各種の判決・答申においては、個人情報に関するプライバシー型の規定と個人識別型の規定とで個別の情報の取扱いに実質的に大きな差異をつけてはいない。個人識別型の情報公開条例の規定においても、公務員の氏名等の公開が争われ、「公務員の職務の遂行に関する情報は「個人に関する情報」に該当しない」として、氏名の公開が求められた例として、平成15年12月18日最高裁判決、平成15年10月24日最高裁判決、平成15年11月21日最高裁判決などがある。

以上より個人識別型の情報公開条例をもつ自治体においても、プライバシー型の情報公開条例をもつ自治体同様、体罰事故報告書においては教員名も含め公開されるべきである。実際、個人識別型の情報公開条例をもつ自治体でも、同様の公開が行われている。

(2) 反論書における主張

ア 児童生徒の識別性について

本件体罰事故報告書における児童生徒の特定可能性については、関連判決では一般的に認めたものは一つもない。特に平成29年3月2日神戸地裁判決（平成28年（行ウ）第26号）は、この点が争点となり、「一般人基準」を取ることで、原則として児童生徒の特定はできず、クラス担任や部活動担当教師の名前や学校名を、このことを根拠に非公開とすることを明確に否定したものであり、学説的にも評価されている。他方で本判決も、これは原則であって、小規模校や被害児童生徒のプライバシーにより深く関わる例外的な体罰事例などにおいて、児童生徒の特定可能性やそのプライバシー保護の必要性から、教員名などを例外的に非公開とすることまでは禁じていない。例外的な事情があるなら、そのことを明示した上で例外的に非公開範囲を広げればよく、その理由が説得的かつ司法判断にかなうのであれば問題はない。

問題点は、秋田県の全ての公立学校が一律にこうした例外に当たる、としている点である。またそれゆえに、上記の神戸地裁判決その他関連判決は適用されないと結果的に判断している点である。それは極端な拡張解釈であり、法治行政として許されない恣意的な、司法判断の排除である。

審査請求者の求めるところは単純であり、行政は司法判断に従うべきである、という一点に尽きると言っても過言ではない。体罰事故報告書については、このように個人の識別可能性につき一般人基準を明示して、学校名はもちろんのこと、教職員の氏名まで原則公開せよとの判断が確立しているのだから、それを尊重せよというこ

とである。取られるべき法理は、現在、司法の場でどのような判断がなされるか、という点に基づいて選ばれるべきである。既に多く存在する現在の諸判決の水準からすれば、こうした広範な一律非公開が現在の裁判所で認められないことは明らかであり、だからこそ多くの自治体が学校名や教員名の原則公開に応じているのである。

イ 条例第6条第1項第4号非該当性について

非公開理由としては、他に新しく条例第6条第1項第4号該当がいられているが、これらも関連判決の中で争われ、全て否定されてきているものである。

「事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」及び「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」の解釈からして、「客観的判断」や支障の程度の「実質性」、「おそれ」の「抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求される」ことなどに照らし、主観的形式的抽象的に主張されているにすぎず、認められない。何よりも既に教員名を公開している多くの自治体で同様の事態が続出して「事務の適正な遂行に支障」「公正かつ円滑な人事の確保に支障」が生じている、などということはないのである。

実名を公開したらこうした支障が生じる、などというのは根拠のない憶測にすぎない。体罰教員が実名公開されることはむしろ体罰抑止という「事務の適正な遂行」に資するものであり、好ましいことである。そもそも個人情報該当性以外のこうした論点についても、他自治体の情報公開審査会の答申でも、司法判断でも否定されてきており、それらを参照すれば、無理筋の主張であると既に判断されていることも明らかである。

ウ 加害教員や校長等の監督権者が懲戒処分等の対象になっていることは理由にならないことについて

そもそも体罰事故報告書自体には懲戒処分の内容は記されておらず、別の文書において懲戒処分の内容を開示しているとすればそれは実施機関の判断なのであるから、体罰事故報告書の氏名開示それ自体がプライバシー侵害にはならないこと、よって本件処分においてそれを理由に条例第6条第1項第1号該当をもちだすことが不当であることもいうまでもない。関連司法判断もそのような考えに基づいている。非開示情報はあくまで当該文書に記されているものでなければならず、そこに懲戒処分等に関する記述がないのに、それを理由に非開示とするのは、条例解釈の誤りであり違法である。

エ 実施機関の公表基準の存在は非公開の理由にならないことについて

教職員の氏名の「公表基準」が存在することは、司法判断に勝るものではなく、それが司法判断に抵触するものであるならば、変更されるべきはそうした行政の内部基準であって、司法判断ではない。

オ 他の自治体の情報公開審査会答申は関連判決に従っていることについて

プライバシー型、個人識別型のどちらの情報公開条例をもつかにかかわらず、多くの自治体の情報公開審査会は、関連判決を踏まえ、学校名・校長名・教員名その他の公開を求める答申を出している。これらの判断は、審査請求人の主張が情報公開の専門機関からも正しいと支持されていることを示しているというべきである。

カ 結論

以上より秋田県においても、体罰事故報告書においては学校名、教員名も含め公開されるべきである。

よって、本件処分に関する実施機関の非公開説明は、正当なものとは言い難く、到底認められない。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

1 弁明書における説明

(1) 適用した条例の条項等

ア 条例第6条第1項に、「実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、当該行政文書の公開をしなければならない。」との定めがあり、「非公開情報」として、同項第1号に「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」と定めている。

イ 本件対象文書に記録された情報は、懲戒又は指導上の措置に関わるものであるから、条例第6条第1項第4号の「県の機関、国若しくは他の地方公共団体（以下「国等」という。）の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」のうち、「(四) 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」のある非公開情報である。

ウ 懲戒処分に係る公表の取扱いについて（平成27年10月30日教総－1693教育長通知）において、教職員の氏名等の公表基準について定めている。

(2) 本件処分が違法に当たらないことについて

ア 本件対象文書は、(1)イのと通りの性格を有するものである。しかしながら、条例の前文、第3条及び第6条の規定により、個人に関する情報が十分に保護されるように最大限の配慮をする限りにおいて行政文書を公開することは実施機関の責務でもありと考えられることから、個人情報については非公開とし、審査請求人に本件対象文書を部分公開するに至ったものであり、条例に定めのある実施機関の責務を適切に果たしたものである。

イ 本件対象文書は、学校における体罰事故について、関係当事者からの聴取等による事実確認を経て作成したものであり、これらの報告書に基づいて、体罰事故の加害教員の懲戒処分又は指導上の措置等が行われるものであるから、公開することで、条例第6条第1項第4号の「(四) 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」が生じる。体罰事故の加害教員に対する処分又は指導上の措置等については、速やかに、公正に行わなければならないが、その前提として、当該事故の全容をできる限り正確に把握することが求められ、その多くは被害を受けた児童生徒を含む関係当事者からの聴取によらざるを得ないものである。聴取の内容の全てが公開されることが予定されているとあっては、関係当事者から正直で率直な話を聴取することは困難となり、体罰事故の全容把握に著しい支障が生じ、加害教員に対する迅速で的確な処分や指導を行うことも困難になると言わざるを得ない。加害教員に適切な処分や指導を行うことができなくなることで、最も深刻な不利益を被ることになるのは、児童生徒に他ならない。本件対象文書の全てを公開することは、人事管理上の支障を生じさせ、学校に混乱をもたらすとともに、任意の情報提供にに応じてくれた児童生徒との信頼関係を損なうことでもあり、決して容認できない。よって、本件対象文書中の教員の個人情報を同項第1号に掲げる非公開情報に該当するものとして、非公開としたことは正当である。

ウ 実施機関においては、教職員に懲戒処分を行った場合の当該教職員の氏名等の公表基準を定めている。当該公表基準は、懲戒免職処分の場合は、当該教職員の所属名、職名、氏名、年齢及び性別を原則として公表すると定め、懲戒免職処分以外の懲戒処分の場合は、当該教職員の所属区分、職名、年代及び性別を原則として公表することと定めている。ただし、児童生徒の学校生活に大きな影響を及ぼす、又は被害者のプライバシー等を侵害するおそれがある、と判断される場合は、公表する情報の範囲を限定することができるように定めている。この基準によって、本件対象文書を部分公開としたものである。体罰事故においては、児童生徒が被害者として関係当事者に含まれることから、この点を特に慎重に配慮しなければならない

のは、実施機関として当然の責務である。よって、本件対象文書中の教員の個人情報情報を条例第6条第1項第1号に掲げる非公開情報に該当するものとして、非公開としたことは正当である。

エ 個人に関する情報は、いったん公開されると、当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあることから、児童生徒の情報については、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の観点から、最大限保護されるよう特段の配慮が必要である。本県においては、急速な少子化の進行により、特に郡部において学校規模の縮小が顕著であり、体罰加害教員の所属校が小規模校であった場合は特に、教員の個人情報を公開することで、被害児童生徒の特定につながるおそれがあり、当該被害児童生徒が特定されることは、当該被害児童生徒に深刻な影響を及ぼすおそれがあることは論をまたない。児童生徒に深刻な影響が及ぶおそれがあることを、実施機関として行うことはできない。よって、本件対象文書中の教員の個人情報情報を条例第6条第1項第1号に掲げる非公開情報に該当するものとして、非公開としたことは正当である。

2 意見陳述における説明

(1) 基本的な立場について

体罰を行った教員の実名を公開することは、情報公開の観点からは重要なことであるが、被害児童生徒に不利益が及ばないようにする教育的な配慮を場合によっては優先する必要があると考える。特に体罰事故の場合、被害児童生徒にとってマイナスな言動や行為がある場合が非常に多い。体罰事故報告書が公開されることによって、被害児童生徒のマイナスな言動や行為も明らかになり、それに対して、保護者や関係者から批判を受ける可能性もある。加害教員の氏名を公開するとそのようなことにつながるものが危惧されるため、当該教員が特定される情報については非公開とした。

(2) 被害児童生徒の特定について

最近では、学校内の活動状況について、広報活動が盛んに行われている。学校のホームページ、町内会に配布又は回覧される学校便り、部活動の大会パンフレットやプログラム等、様々な形で学校内の情報が公開されており、簡単に入手できるようになっている。このため、学校名や教員名が明らかになると、これらの情報と照合した場合、被害児童生徒が特定されてしまうことが起こり得る。特に小規模な学校の場合、噂として広まり、被害児童生徒や加害教員については、学校関係者、友人、地域の住民等が把握している可能性がある。仮に非公開とした部分が公開されると、被害児童生徒の状況や行為の内容を知られ、把握している情報で補完されて一つのストーリーができてしまうため、身近な者に知られることを懸念している。そして、一番恐れて

いるのは、その情報が拡散していくことである。被害児童生徒が特定され、本人にとって知られたくない情報が知られると、場合によっては就職や進学に影響する可能性がないとも言えない。

学校名並びに校長及び加害教員の氏名は、状況によっては全て被害児童生徒を特定するために重要な情報になり得るし、市町村教育委員会名はそれだけでは一般の者が被害児童生徒を特定するのは難しいと思われるが、今のネット社会では手掛かりとなる他の情報と照合することによって被害児童生徒を特定することができると思う。

(3) 人事管理事務上の支障について

仮に加害教員の氏名を公開することになると、懲戒処分に至らない教員の氏名も公開することになるため、教職員に懲戒処分を行った場合の当該教職員の氏名等の公表基準との矛盾が生じてくる。

また、加害教員が実施機関が行う事情聴取に対して誠意をもって答えてくれるのは、実施機関が事情を聴いた上で、適切に懲戒処分や指導上の措置等を行うと信頼しているからである。仮に体罰事故報告書が全部公開となった場合、信頼関係を築きづらくなり、率直な話を聴くことが困難になる。さらに、被害児童生徒にとって不利益になる背景情報等については、最初から記録しない方が良いという判断が出てくる可能性がある。

第5 調査審議の経過

| | | | |
|----|----------|---------|-----------|
| 1 | 平成29年12月 | 5日 | 諮問の受付 |
| 2 | 平成30年 | 1月30日 | 審議 |
| 3 | 同 | 年 3月 7日 | 審議 |
| 4 | 同 | 年 4月24日 | 審議 |
| 5 | 同 | 年 5月29日 | 実施機関が意見陳述 |
| 6 | 同 | 年 6月19日 | 審議 |
| 7 | 同 | 年 7月27日 | 審議 |
| 8 | 同 | 年 8月30日 | 審議 |
| 9 | 同 | 年10月 9日 | 審議 |
| 10 | 同 | 年11月14日 | 審議 |
| 11 | 同 | 年12月25日 | 審議 |

第6 審査会の判断の理由

1 本件対象文書及び本件処分について

実施機関は、本件請求に対し、別表2に掲げる行政文書を本件対象文書として特定し、別表1の1から3までのそれぞれの表の「実施機関が非公開とした部分」欄に掲げる情報については、体罰事故の被害を受け

た児童生徒を識別することが可能であり、又は他の情報と照合することにより識別することが可能となる情報であつて、条例第6条第1項第1号に掲げる非公開情報に該当するとして、本件処分を行っている。

本件処分により非公開とされた情報を内容により整理、分類すると次のようになる。

- (1) 被害児童生徒の氏名等
 - ア 被害児童生徒の氏名及び生年月日
 - イ 被害児童生徒の家族の氏名、職業、勤務先及び通学先
 - ウ 被害児童生徒以外の児童生徒の氏名
 - エ 被害児童生徒及び被害児童生徒以外の児童生徒の保護者の氏名
- (2) 市町村名等
 - ア 市町村名
 - イ 市町村教育委員会名、市町村教育委員会の教育委員長、委員及び教育長の氏名又は印影、市町村教育委員会教育長印の印影並びに県教育事務所名
 - ウ 県教育庁、県教育事務所及び市町村教育委員会の職員の氏名又は印影
 - エ 被害児童生徒が受診した医療機関名又は整骨院名
 - オ イからエまでに掲げるもののほか、市町村名の特定につながり得る情報
- (3) 学校名等
 - ア 学校名
 - イ 校長の氏名及び印影、校長印の印影並びに学校の文書記号
 - ウ イに掲げるもののほか、学校名の特定につながり得る情報
- (4) 被害児童生徒の所属クラス名、所属学科名、当該所属学科名の特定につながり得る情報、出場する競技の種目名、所属スポーツ少年団名、所属部活動名及び当該所属部活動名の特定につながり得る情報
- (5) 加害教員の氏名等
 - ア 加害教員の氏名、生年月日、年齢、印影、職名、担当教科名、当該担当教科名の特定につながり得る情報、担当学科名、当該担当学科名の特定につながり得る情報、担当部活動名、当該担当部活動名の特定につながり得る情報、当該担当部活動における役職及び前任校名
 - イ 加害教員以外の教職員の氏名、職名、担当クラス名及び担当教科名

審査請求人は、実施機関が条例第6条第1項第1号に該当するとして非公開としたこれらの情報には、条例及び関連判決に照らし、違法に非公開とされた情報が含まれる旨主張している。

このため、当審査会では、実施機関が条例第6条第1項第1号に掲げる非公開情報に該当することを理由として行った本件処分の妥当性につ

いて検討する。

2 本件処分の妥当性について

- (1) 条例第6条第1項第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）」については、同号ただし書に該当する情報を除き、非公開情報とする旨規定している。同号は、個人の尊重という観点から、いわゆるプライバシーに関する情報を、原則として、非公開として取り扱うこととしたものであるが、「プライバシー」という概念は、その内容及び範囲が必ずしも明確ではなく、主観的要素が強いことから、原則として、個人識別情報を非公開とし、プライバシーの保護に万全を期することとしたものである。

なお、個人に関する情報であっても、条例第6条第1項第1号ただし書（一）から（五）までに該当するものについては公開することとし、条例の基本原則である「原則公開」との調整を図っている。

- (2) 被害児童生徒にとって、体罰を受けたという情報は、通常、他人に知られたいくないプライバシー性の非常に強い情報であり、世間の注目を浴びやすく、特に地域社会においては、被害児童生徒以外の児童生徒や、その保護者、当該地域の住民等に知られると、極めて深刻な精神的苦痛を受けることがあるものと考えられる。体罰を受けたこと自体が好奇心目で見られ、憶測等を伴った情報が拡散したり、誤った情報が拡散することにより、被害児童生徒が事実無根の誹謗中傷を受ける等のいわば二次的被害を被る可能性も否定できない。

このため、体罰に関する情報の公開の可否については、当該情報のもつこのような特殊性を考慮し、被害児童生徒が特定されることがないよう細心の注意を払う必要がある。

本県における行政文書公開制度の実施に当たっての基本的な考え方を定めた条例第3条第1項も、「実施機関は、行政文書の公開を求める権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、運用しなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報が十分に保護されるように最大限の配慮をしなければならない。」と規定し、実施機関に対して、「原則公開」の立場に立った解釈及び運用を義務付けるとともに、プライバシーの保護について最大限に配慮することを義務付けているところである。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

- (3) 1(1)の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第6条第1項第1号本文の情報に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。し

たがって、1(1)の情報は、非公開が妥当である。

- (4) 1(2)の情報は、体罰事故が発生した学校が所在する市町村名及び当該市町村名の特定につながり得る情報である。実施機関は、これらの情報が明らかになると、当該市町村内の学校の広報活動その他通常的手段方法によって入手し得る他の情報と照合することにより、被害児童生徒が特定される蓋然性が高まるため、条例第6条第1項第1号に掲げる非公開情報に該当すると判断したと説明する。

しかしながら、1(2)の情報と他の情報との照合により被害児童生徒を識別することができることになるとは認められない。確かに当該市町村に公立校が1校しかなく、しかもそれが極めて小規模である場合は別途考慮を要するが、本件処分を巡ってはそのような特殊な事情は見当たらないため、1(2)の情報は、条例第6条第1項第1号に掲げる非公開情報に該当せず、公開すべきである。

- (5) 1(3)の情報は、学校名及び当該学校名の特定につながり得る情報である。実施機関は、これらの情報が明らかになると、当該学校の広報活動その他通常的手段方法によって入手し得る他の情報と照合することにより、被害児童生徒が特定される蓋然性が高まるため、条例第6条第1項第1号に掲げる非公開情報に該当すると判断したと説明する。

しかしながら、1(3)の情報と他の情報との照合により被害児童生徒を識別することができることになるとは認められない。もっとも、極めて小規模な学校である場合等、学校名を公開すると被害児童生徒の特定につながり得るような特殊な事情がある場合は、更に検討を要するが、本件対象文書に記録されている学校のうち、実際に体罰があったとされる事案については、そのような事情は見当たらない。したがって、本件処分においては、1(3)の情報は、条例第6条第1項第1号に掲げる非公開情報に該当せず、公開すべきである。なお、特別支援学校の中には小規模校も含まれているが、当該特別支援学校を含め、特別支援学校には体罰事案がないことを確認した旨が記録されている。

- (6) 1(4)の情報は被害児童生徒の特定につながり得る情報であり、1(5)の情報は加害教員等が特定され、又は加害教員等の特定につながり得る情報である。これらの情報が明らかになると、学校名が公開されることと相まって、たとえ一般人によっては被害児童生徒が特定されないとしても、被害児童生徒と同じ学校に通う当該被害児童生徒以外の児童生徒やその保護者はもちろんのこと、当該地域の住民であれば、当該学校の広報活動その他通常的手段方法によって入手し得る他の情報と照合した場合、被害児童生徒を識別することは相当程度確実に可能になると考えられる。

この点、体罰を受けたことを他人に知られることによる精神的苦痛や、当該体罰に関する情報が拡散される等の二次的被害は、特に被害児童生徒と同じ学校に通う当該被害児童生徒以外の児童生徒やその保

護者、地域の住民によりもたらされることが強く懸念されることからすると、1(4)又は1(5)の情報を公開することにより、当該地域において被害児童生徒の人格的利益が著しく侵害され、社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じることは、確実に避けなければならない。

したがって、個人に関するプライバシーの保護を最大限に図ろうとする条例第3条第1項及び第6条第1項第1号の趣旨を踏まえると、1(4)及び1(5)の情報は、同号に掲げる非公開情報に該当すると認められることから、非公開が妥当である。

- (7) 実施機関は、本件対象文書は加害教員に対する懲戒処分又は指導上の措置の基礎となるものであるから、本件対象文書が公開されると、関係当事者から正直で率直な話を聴取することが困難となり、体罰事故の全容把握に著しい支障が生じ、加害教員に対する迅速で的確な処分や、指導を行うことが困難になるとともに、任意の情報提供に応じてくれた児童生徒と学校関係者との信頼関係を損なうこととなるため、本件対象文書に記録された情報は条例第6条第1項第4号(四)に掲げる非公開情報に該当すると主張する。

しかしながら、本件対象文書は平成24年度分の体罰事故報告書であって、本件請求の時点で加害教員等に対しては既に必要な処分や指導上の措置は講ぜられているはずであるから、本件対象文書に関し、実施機関が主張するような支障を及ぼすおそれは見当たらない。また、本件対象文書の体罰事故に係る情報が公開されることになっても、被害児童生徒及び加害教員の特定につながる情報が公開されない以上は、将来の体罰事故において、関係当事者から正直で率直な話を聴取することが困難となり、体罰事故の全容把握に著しい支障が生じ、加害教員に対する迅速で的確な処分や指導を行うことが困難になると認めることはできないし、児童生徒と学校関係者との信頼関係が損なわれると考えることもできない。

- (8) 以上により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。
 なお、審査請求人及び実施機関は、その他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

第7 答申に関与した委員

| 区 分 | 氏 名 | 職 名 |
|------|---------|---------------------------|
| | 阿 部 千鶴子 | 司法書士 |
| | 池 村 好 道 | 白鷗大学法学部教授 |
| 会 長 | 柴 田 一 宏 | 弁護士 |
| | 田 仲 和 子 | 消費生活実践グループin秋田「こまちの会」元副代表 |
| 会長代理 | 三 浦 清 | 弁護士 |

別表 1

1 小中学校の体罰事故報告書

(1) 報告文

| 記録項目 | 実施機関が非公開とした部分 | 審査会の判断 |
|----------------|---|---|
| 報告者 | 市町村教育委員会名 市町村教育委員会教育長の氏名及び教育長印の印影 | 公開 公開 |
| 学校名 | 市町村名 学校名 | 公開 公開 |
| 校長氏名 | 校長の氏名 | 公開 |
| 事故を起こした者の職名・氏名 | 加害教員の氏名 | 非公開 |
| 事故の内容及び発生原因 | 被害児童生徒の氏名、出場する競技の種目名及び所属部活動名 被害児童生徒の保護者の氏名 市町村名及び当該市町村名の特定につなぎ得る情報 被害児童生徒が受診した医療機関名又は整骨院名 学校名及び当該学校名の特定につなぎ得る情報 校長の氏名 加害教員の氏名、担当教科名及び担当部活動名 加害教員以外の教職員の氏名及び担当教科名 | 非公開 非公開 公開 公開 公開 公開 非公開 非公開 |
| 事故発生後の措置 | 被害児童生徒の氏名、所属部活動名及び当該所属部活動名の特定につなぎ得る情報 被害児童生徒以外の児童生徒の氏名 被害児童生徒及び被害児童生徒以外の児童生徒の保護者の氏名 市町村教育委員会名 市町村教育委員会教育長の氏名 市町村教育委員会の職員の氏名 県教育事務所名 県教育事務所の職員の氏名 被害児童生徒が受診した医療機関名又は整骨院名 市町村名及び当該市町村名の特定につなぎ得る情報 学校名及び当該学校名の特定につなぎ得る情報 校長の氏名 加害教員の氏名、担当教科名、担当部活動名及び当該担当部活動名の特定につなぎ得る情報 加害教員以外の教職員の氏名及び担当教科名 | 非公開 非公開 非公開 公開 公開 公開 公開 公開 公開 公開 公開 公開 公開 非公開 非公開 |
| 事故に対する所属長の意見 | 被害児童生徒の氏名 市町村名及び当該他市町村名の特定につなぎ得る情報 市町村教育委員会名 市町村教育委員会教育長の氏名 学校名及び当該学校名の特定につなぎ得る情報 校長の氏名 加害教員の氏名 | 非公開 公開 公開 公開 公開 公開 非公開 |
| 欄外 | 市町村教育委員会名 市町村教育委員会の職員の氏名 県教育事務所名 県教育事務所の職員の氏名及び印影 | 公開 公開 公開 公開 |

2 高等学校の体罰事故報告書

(1) 報告文

| 記録項目 | 実施機関が非公開とした部分 | 審査会の判断 |
|--------|--|--|
| 文書記号番号 | 文書記号 | 公開 |
| 報告者 | 学校名 校長の氏名 校長印の印影 | 公開 公開 公開 |
| 職氏名 | 被害児童生徒の所属学科名及び所属部活動名 加害教員の氏名、職名、担当学科名及び担当部活動名 | 非公開 非公開 |
| 事故の種類 | 被害児童生徒の氏名、所属クラス名及び所属部活動名 加害教員の担当部活動名 | 非公開 非公開 |
| 日時 | 被害児童生徒の所属部活動名 加害教員の担当部活動名 | 非公開 非公開 |
| 場所 | 被害児童生徒の所属学科名の特定につながり得る情報及び所属部活動名の特定につながり得る情報 学校名 加害教員の担当学科名の特定につながり得る情報及び担当部活動名の特定につながり得る情報 | 非公開 公開 非公開 |
| 原因 | 被害児童生徒の所属部活動名 加害教員の職名及び担当部活動名 | 非公開 非公開 |
| 内容と経過 | 被害児童生徒の氏名、所属学科名、当該所属学科名の特定につながり得る情報、所属部活動名及び当該所属部活動名の特定につながり得る情報 被害児童生徒以外の児童生徒の氏名 被害児童生徒以外の児童生徒の保護者の氏名 被害児童生徒が受診した医療機関名 学校名及び当該学校名の特定につながり得る情報 加害教員の氏名、職名、担当教科名の特定につながり得る情報、担当学科名、担当部活動名、当該担当部活動名の特定につながり得る情報及び当該担当部活動における役職 加害教員以外の教職員の氏名及び担当クラス名 | 非公開 非公開 非公開 公開 公開 非公開 非公開 |
| 処置 | 被害児童生徒の所属部活動名及び当該所属部活動名の特定につながり得る情報 被害児童生徒以外の児童生徒の氏名 県教育庁の職員の氏名 被害児童生徒が受診した医療機関名 学校名の特定につながり得る情報 校長の氏名 加害教員の氏名、職名、担当部活動名及び当該担当部活動名の特定につながり得る情報 加害教員以外の教職員の氏名及び職名 | 非公開 非公開 公開 公開 公開 公開 非公開 非公開 |
| 今後の対策 | 被害児童生徒の所属部活動名及び当該所属部活動名の特定につながり得る情報 | 非公開 |

| | | |
|-----|---|-----|
| | 加害教員の氏名、職名、担当部活動名及び当該担当部活動名の特定につながり得る情報 | 非公開 |
| その他 | 被害児童生徒の所属部活動名及び当該所属部活動名の特定につながり得る情報 | 非公開 |
| | 被害児童生徒以外の児童生徒の氏名 | 非公開 |
| | 加害教員の氏名、職名、担当部活動名及び当該担当部活動名の特定につながり得る情報 | 非公開 |
| | 加害教員以外の教職員の氏名及び職名 | 非公開 |

(2) 添付書類

| 題名 | 実施機関が非公開とした部分 | 審査会の判断 |
|--------|--|--------|
| 事情聴取記録 | 被害児童生徒の所属部活動名及び当該所属部活動名の特定につながり得る情報 | 非公開 |
| | 学校名 | 公開 |
| | 校長の氏名及び印影 | 公開 |
| | 加害教員の氏名、生年月日、年齢、印影、職名、担当部活動名及び当該担当部活動名の特定につながり得る情報 | 非公開 |
| てん末書 | 被害児童生徒の氏名、所属学科名、当該所属学科名の特定につながり得る情報、所属部活動名及び当該所属部活動名の特定につながり得る情報 | 非公開 |
| | 被害児童生徒以外の児童生徒の氏名 | 非公開 |
| | 学校名及び当該学校名の特定につながり得る情報 | 公開 |
| | 校長の氏名 | 公開 |
| | 加害教員の氏名、印影、職名、所属学科名、当該所属学科名の特定につながり得る情報、担当部活動名及び当該担当部活動における役職 | 非公開 |
| | 加害教員以外の教職員の氏名及び担当クラス名 | 非公開 |
| 誓約書 | 被害児童生徒の所属部活動名 | 非公開 |
| | 学校名 | 公開 |
| | 校長の氏名 | 公開 |
| | 加害教員の氏名、印影、職名及び担当部活動名 | 非公開 |

3 特別支援学校に関する「体罰禁止に係る実態把握の調査 集計（手持ち資料）」と題する文書

| 記録項目 | 実施機関が非公開とした部分 | 審査会の判断 |
|----------------------------|---------------|--------|
| 平成24年度の教職員による体罰の発生件数 0件 | 学校名 | 公開 |
| 参考 | 生徒氏名 | 非公開 |
| | 申告内容 | 非公開 |
| | 回収率が80%未満の学校名 | 公開 |

別表 2

| 番号 | 題名 | 内容 |
|----|----------------------------|---|
| 1 | 平成24年6月26日付け職員の事故について（報告） | 報告文 添付書類一覧 校舎平面図 事故現場見取図 練習計画表 日課表 第6学年時間割表 クラスの状況 当該児童の状況 授業・生活アンケート 臨時PTA開催の御案内 臨時PTAの記録 てん末書 校長の職員指導のメモ 職員服務規程 事情聴取記録 |
| 2 | 平成24年9月5日付け職員の事故について（報告） | 報告文 |
| 3 | 平成24年10月3日付け職員の事故について（報告） | 報告文 事案発生場所の見取図 保護者宛て文書 聞き取り内容 学校報第5号 学校報第6号 |
| 4 | 平成24年10月31日付け職員の事故について（報告） | 報告文 教室見取図 事情聴取記録 校長に対する聴取記録 |
| 5 | 平成24年12月19日付け職員の事故について（報告） | 報告文 全校PTA資料 4年生保護者への謝罪文 原稿 PTA学級懇談会記録 事情聴取記録 |
| 6 | 平成25年2月13日付け職員の事故について（報告） | 報告文 教室配置図 校長に対する聴取記録 事情聴取記録 |
| 7 | 平成25年3月8日付け職員の事故について（報告） | 報告文 教室配置図 事情聴取記録 校長に対する聴取記録 |
| 8 | 平成25年3月8日付け職員の事故について（報告） | 報告文 教室配置図 事情聴取記録 校長に対する聴取記録 |
| 9 | 平成25年3月7日付け職員の事故について（報告） | 報告文 事情聴取記録 校長に対する聴取記録 |
| 10 | 平成25年3月12日付け職員の事故について（報告） | 報告文 事情聴取記録 校長に対する聴取記録 |

| | | |
|----|--|--------------------------------------|
| 11 | 平成25年3月13日付け職員の事故について（報告） | 報告文 事情聴取記録 校長に対する聴取記録 |
| 12 | 職員の事故について（報告） | 報告文 事情聴取記録 校長に対する聴取記録 |
| 13 | 平成25年3月8日付け職員の事故について（報告） | 報告文 教室配置図 事情聴取記録 校長に対する聴取記録 |
| 14 | 平成25年3月15日付け職員の事故について（報告） | 報告文 教室配置図 事情聴取記録 校長に対する聴取記録 |
| 15 | 平成25年3月14日付け職員の事故について（報告） | 報告文 事情聴取記録 校長に対する聴取記録 |
| 16 | 平成25年3月8日付け職員の事故について（報告） | 報告文 教室配置図 事情聴取記録 校長に対する聴取記録 |
| 17 | 平成25年3月7日付け職員の事故について（報告） | 報告文 事情聴取記録 校長に対する聴取記録 |
| 18 | 平成25年3月5日付け職員の事故について（報告） | 報告文 事情聴取記録 校長に対する聴取記録 |
| 19 | 平成25年1月21日付け職員の事故について（報告） | 報告文 てん末書 事情聴取記録 |
| 20 | 平成24年3月23日付け職員の事故について（報告） | 報告文 てん末書 事情聴取記録 誓約書 |
| 21 | 平成24年2月8日付け職員の事故について（報告） | 報告文 てん末書 誓約書 |
| 22 | 平成24年3月27日付け職員の事故について（報告） | 報告文 てん末書 |
| 23 | 平成24年2月24日付け職員の事故について（報告） | 報告文 てん末書 |
| 24 | 平成24年6月29日付け職員の事故について（報告） | 報告文 てん末書 |
| 25 | 平成24年12月28日付け職員の事故について（報告） | 報告文 てん末書 |
| 26 | 平成25年3月14日付け職員の事故について（報告） | 報告文 てん末書 |
| 27 | 体罰禁止に係る実態把握の調査 集計（手持ち資料） H25. 3. 28 特別支援教育課 | 手持ち資料 |